

25 日 獣 発 第 224 号

平成 25 年 11 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

このことについて、平成 25 年 10 月 30 日付け 25 消安第 3576 号・25 生産第 2254 号・25 生畜 1320 号をもって、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、同局畜産安全管理課長、生産局農産部穀物課長及び同局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、飼料用米中の残留農薬に関して、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号・21 生畜第 233 号関係課長通知）に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって、飼料用米を給与した動物に由来する畜産物の安全の確保を図っているところですが、今般、粳米への残留農薬にかかる新たな知見が得られた農薬成分、イソチアニル、シラフルオフェン、クロチアニジンについては、当該措置を要しないと判断されたので、今後この 3 種の農薬成分に関しては、当該措置を求めないこととし別添のとおり当該通知を改正する旨、本会会員に周知徹底を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第3576号
25生産第2254号
25生畜第1320号
平成25年10月30日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正
について

現在、飼料用米中の残留農薬については、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号関係課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、その低減化のための措置を講ずることによって飼料用米を給与した動物に由来する畜産物の安全の確保を図っているところです。

今般、粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記に掲げる農薬成分については、当該措置を要しないと判断したので、今後これらについては当該措置を求めないこととし、別添のとおり課長通知を改正します。

については、これについて貴団体傘下の会員に対し周知徹底をお願いします。

今後とも関係者と連携の上、粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、適宜、当該措置の見直しを行うこととしているので申し添えます。

記

新たに課長通知の措置を要しないとする農薬成分

イソチアニル、シラフルオフエン、クロチアニジン

なお、当該成分を含む剤は別紙のとおりであるので参照されたい。



(別 添)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号 消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。 ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、<u>イソチアニル</u>、<u>イソプロチオラン</u>、<u>エチプロール</u>、<u>オキシリニック酸</u>、<u>オリサストロビン</u>、<u>カルフェントラゾンエチル</u>、<u>クロチアニジン</u>、<u>クロマフェノジド</u>、<u>シハロホップブチル</u>、<u>シメコナゾール</u>、<u>シラフルオフエン</u>、<u>チアメトキサム</u>、<u>チオファネートメチル</u>、<u>ヒドロキシイソキサゾール</u>、<u>フェリムゾン</u>、<u>ブプロフェジン</u>、<u>フラメトピル</u>、<u>フルセトスルフロン</u>、<u>フルトラニル</u>、<u>プロベナゾール</u>、<u>ペノキススラム</u>、<u>マラソン (マラチオン)</u>、<u>メトキシフェノジド</u>、<u>メトミノストロビン</u>及び<u>メプロニル</u> なお、これらの農薬成分を含む剤は別紙のとおりであるので参照されたい。</p> <p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤 BPMC乳剤 BPMC粉剤 BPMC・PAP粉剤 PAP乳剤 PAP粉剤 エチプロール水和剤</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。 ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、<u>イソプロチオラン</u>、<u>エチプロール</u>、<u>オキシリニック酸</u>、<u>オリサストロビン</u>、<u>カルフェントラゾンエチル</u>、<u>クロマフェノジド</u>、<u>シハロホップブチル</u>、<u>シメコナゾール</u>、<u>チアメトキサム</u>、<u>チオファネートメチル</u>、<u>ヒドロキシイソキサゾール</u>、<u>フェリムゾン</u>、<u>ブプロフェジン</u>、<u>フラメトピル</u>、<u>フルセトスルフロン</u>、<u>フルトラニル</u>、<u>プロベナゾール</u>、<u>ペノキススラム</u>、<u>マラソン (マラチオン)</u>、<u>メトキシフェノジド</u>、<u>メトミノストロビン</u>及び<u>メプロニル</u></p> <p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤 BPMC乳剤 BPMC粉剤 BPMC・PAP粉剤 PAP乳剤 PAP粉剤 エチプロール水和剤</p>

エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフエン水和剤
エチプロール・シラフルオフエン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
シラフルオフエン乳剤
シラフルオフエン粉剤
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
馬拉ソン乳剤
馬拉ソン粉剤
馬拉ソン・BPMC乳剤
馬拉ソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤

エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
(新設)
クロマフェノジド水和剤
(新設)
(新設)
(新設)
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
馬拉ソン乳剤
馬拉ソン粉剤
馬拉ソン・BPMC乳剤
馬拉ソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
(新設)
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤

イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
ピロキロン・フラメトピル粒剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
フルトラニル油剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
クロチアニジン・フラメトピル粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤

イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
ピロキロン・フラメトピル粒剤
フェリムゾン水和剤
フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
フルトラニル油剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
(新設)
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤

ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキススラム水和剤

ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤
シハロホップブチル乳剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスルフロン水和剤
フルセトスルフロン粒剤
ペノキススラム水和剤

○殺虫剤

- エチプロール・シラフルオフエン水和剤
- エチプロール・シラフルオフエン粉剤
- クロチアニジン水溶剤
- クロチアニジン水和剤
- クロチアニジン粉剤
- クロチアニジン粒剤
- クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
- シラフルオフエン乳剤
- シラフルオフエン粉剤

○殺菌剤

- イソチアニル粒剤

○殺虫殺菌剤

- クロチアニジン・フラメトピル粒剤

以上

写

21消安第658号

21生畜第223号

平成21年4月20日

(最終改正平成25年10月30日)

各地方農政局消費・安全部長
生産部長 殿
沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政事務所長

消費・安全局農産安全管理課長
畜水産安全管理課長
生産局農業生産支援課長
畜産部畜産振興課長

飼料として使用する粳米への農薬の使用について

飼料用米については、食料自給力・自給率向上に向け、その生産及び利用の拡大に向けた取組を推進していくこととしているが、その推進に当たっては、飼料用米を給与した家畜由来の畜産物の安全確保が図られるよう飼料用米の栽培及び家畜の飼養管理を進める必要がある。

稲に適用がある農薬については、飼料用米として利用される稲に対しても使用できるが、粳は散布された農薬が直接付着する部位であることから、一般的には、玄米と比較すると農薬の残留濃度が高いことが知られている。

現場段階では、鶏を中心として粳米のまま、もしくは粳穀を含めて飼料利用する取組が始まっているものの、粳米を飼料として利用することについては、これまでの取組事例が少なく、農薬の残留濃度等についての知見が十分得られていない。このため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律においても、粳米の農薬残留基準を設定することができない状況にある。

このような状況下において、今般、飼料用米の安全の確保に万全を期すとの観点から、下記の対策により農薬残留の低減措置を図ることとしたので、貴局管内の各県及び関係機関に貴職から通知願うとともに、農家等関係者に対し周知、指導の徹底をお願いする。

また、この度農林水産省において作成した「多収米栽培マニュアル」においても当該対策について記載しているので、御了知の上、指導等に活用されたい。

なお、当該対策については、今後農林水産省において、関係者と連携し粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、基準の設定等を行うことにより、適宜、見直すこととしているので申し添える。

記

1. 飼料用米について、出穂期以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳摺りをして玄米で給餌すること。

2. 籾米のまま、もしくは籾殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。

3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。

ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキサリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、これらの農薬成分を含む剤は別紙のとおりであるので参照されたい。

○殺虫剤

BPMC乳剤
BPMC粉剤
BPMC・PAP粉剤
PAP乳剤
PAP粉剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフエン水和剤
エチプロール・シラフルオフエン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
シラフルオフエン乳剤
シラフルオフエン粉剤
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
馬拉ソン乳剤
馬拉ソン粉剤
馬拉ソン・BPMC乳剤
馬拉ソン・BPMC粉剤
メトキシフェノジド水和剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤
アゾキシストロビン粉剤
アゾキシストロビン粉粒剤
イソチアニル粒剤
イソプロチオラン水和剤
イソプロチオラン乳剤
イソプロチオラン粉剤
イソプロチオラン粉粒剤
イソプロチオラン粒剤
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤
オキシリニック酸水和剤
オキシリニック酸粉剤
オリサストロビン粒剤
シメコナゾール粒剤
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤
チオファネートメチル水和剤
チオファネートメチル粉剤
ヒドロキシイソキサゾール液剤
ピロキロン・フラメトピル粒剤

フェリムゾン水和剤
フラメトピル粉剤
フラメトピル粒剤
フラメトピル・プロベナゾール粒剤
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤
フルトラニル水和剤
フルトラニル乳剤
フルトラニル粉剤
フルトラニル粒剤
フルトラニル油剤
プロベナゾール粉粒剤
プロベナゾール粒剤
メトミノストロビン剤
メトミノストロビン粒剤
メプロニル水和剤
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤
エチプロール・オリサストロビン粒剤
エチプロール・メトミノストロビン粒剤
クロチアニジン・フラメトピル粒剤
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤
ACN粒剤
アジムスルフロンのカルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤
アジムスルフロンのシハロホップブチルの粒剤
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤
シハロホップブチルの乳剤
シハロホップブチルの粒剤
フルセトスルフロンの水和剤
フルセトスルフロンの粒剤
ペノギススラムの水和剤

以上